

### 第33回水戸市農業委員会総会会議録

会長 笹沼恭一は、令和8年3月13日午後1時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

#### 出席委員（20名）

1番 岡田 幸一	2番 松橋 裕子	4番 市村 正司
5番 安藏 久男	6番 飛田 信広	7番 小松崎 陽子
8番 一木 克昭	9番 安 邦弘	10番 皆川 晃
11番 吉澤 勇	12番 大圖 金雄	13番 軍地 美代
14番 渡邊 京子	15番 外岡 健寿	16番 雨貝 裕
17番 関 成一	18番 高安 幸一	20番 深谷 泉
21番 今関 征一	24番 高橋 基	

#### 欠席委員（2名）

3番 笹沼 恭一 19番 雨谷 克己

#### 事務局

事務局 長	吉川 正浩	次 長	岩間 雅徳
次 長 補 佐 兼調査広報係長	海野 尚史	農地係 長	谷津 知一
農地係	塚田 一平	農地係	野村 俊貴
農政係	小橋 央樹		

#### 内 容

##### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売等参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第8号 農地の賃借料情報の提供に対する承認について

## 2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 農地法第18条第6項の通知について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

## 会 議 の 概 要

事務局 それでは、皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。

午後からということで、お疲れさまです。

本日、会長が、身内の不幸ができて欠席という連絡がありました。ということで、皆川会長代理に、本日は進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長代理 大変お忙しい中、総会に出席いただきまして大変ありがとうございます。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、彼岸を待たずに明日からは暖かい日が続くという天気予報となっております。

また、確定申告はもうお済みでしょうが、去年よりは米価がはるかに上がったということで、納税額も増えたと思うのですが、農業委員会からの報酬や、その他にいただいているお金は全部、農業委員会から源泉で少々引かれています。申告は別ですから、申告しないと、これは後で大変なことになります。米でも何でも買った物は、どこから仕入れたのかということで税務署へ出していますから、だから、適正な申告をして、納税していただけるようお願いしたいと思います。

議 長 それでは、早速ではありますが、農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の出席委員は20名、欠席委員は2名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名いたしますことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

20番の深谷委員、それから21番の今関委員をお願いしたいと思います。

では初めに、議案の取下げがありますので、事務局から説明させていただきます。

事務局 議案の取下げがございますので、お手元の「第33回総会（取下）」と記載された用紙をご覧ください。

取下げ案件は1件です。

議案書の6ページの最下段になります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての第26項になります。令和8年3月9日に、申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明させていただきます。

事務局 第33回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が35件、農地法第4条の審議案件が6件、農地法第5条の審議案件が30件、競売に係る適格証明願が1件でございます。報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が8件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が10件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして96件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、関成一委員にお願いいたします。

(「はい」の声あり)

議 長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項から第4項までは関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第1項、第2項、第3項及び第4項は関連がありますので、併せてご説明いたします。契約内容は全て売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番, 軍地です。

この件につきまして調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員。

安委員 9番, 安です。

この件に関しまして調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当であると思われれます。ご審議お願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第6項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願ひいたします。

安委員 9番, 安です。

この件に関しまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当であると思われ  
ます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当であると思われ  
ます。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第8項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。3番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのこと。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第9項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番, 今関です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われまますので, 皆様のご審議よろしく  
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第10項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく  
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第11項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第12項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項とは  
関連がありますので, 併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させていただきます。

事務局 第12項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項でご  
さいが, 関連がございますのでまとめてご説明いたします。

両案件の契約内容は交換でございます。先代の頃から実際に利用している農地とそ

の農地の名義とが相違しているため、整理するための申請でございます。

第12項ですが、以前から耕作しているため交換し、耕作したい旨の内容です。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項は、議案書に記載のとおり農地以外の利用をしているため、土地を交換して是正したい旨の内容です。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、議案第3号第17項とともに法令に照らし許可相当と思われま  
す。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関して調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思われま  
す。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関しても調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われま。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関しても調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われま。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関しても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われる。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われる。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第22項でございますが、契約内容は賃貸借であります。賃借人は新規就農のため申請地を賃借し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番の高橋です。

新規就農ということであるので、調査検討した結果を報告させてもらいたいと思います。賃借人は法人でして、世界的にコーヒー農園などをやっていているところで。賃借人の親がガラス温室でメロンを作っていました。今は利用していない傷んだガラス室をリフォームして、賃借人がコーヒーの木を植えてコーヒー豆を作るということで、収穫するまでには3年ぐらいかかるということでした。賃借人も法人の従業員の1人で、栽培に当たるということです。法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第23項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し自家消費するため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第24項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第24項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 自宅に隣接し自家消費するため申請地を譲り受け, 耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきまして, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第25項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第25項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきましても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第24項とは関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させていただきます。

事務局 第27項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第24項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第27項でございますが、契約内容は使用貸借による区分地上権の設定でございます。3条申請は、太陽光発電パネル部分について、耕作の用に供されている農地の上部に設ける権利の部分になります。

議員書の15ページ最上段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第24項の説明でございますが、契約内容は使用貸借権の設定でございます。

5条申請は、太陽光発電パネルを支える支柱等の一部分の転用のために設ける権利の部分になります。

申請人は、令和5年2月に許可を得て、営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するため一時転用の申請でございます。

耕作者は、農地を所有して耕作しており、栽培している作物は榊でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定により一時転用として設置できるものとなっております。一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第28項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第25項とは  
関連がありますので，併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させていただきます。

事務局 第28項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第25項でござ  
いますが，営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので，まとめて  
ご説明いたします。

第28項でございますが，契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議案書の15ページの2段目をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第25項の説明でございます  
が，契約内容は使用貸借による区分地上権の設定でございます。

申請人は，令和5年4月に許可を得て，営農型太陽光発電設備を設置しております  
が，事業を引き継いで設置するための一時転用申請でございます。

耕作者は，農地を借りて耕作しており，栽培している作物は榊でございます。

申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されま  
すが，農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定により一時転用として設置でき  
るものとなっております。一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番，深谷です。

この案件も調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議よろ

しくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第26項とは関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明させていただきます。

事務局 第29項と議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第26項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第29項でございますが、契約内容は賃貸借による区分地上権の設定でございます。

議員書の15ページの最下段をご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第26項の説明でございますが、契約内容は使用貸借による区分地上権の設定でございます。

申請人は、令和5年4月に許可を得て、営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、事業を引き継いで設置するための一時転用申請でございます。

耕作者は、農地を借りて耕作しており、栽培している作物は榊でございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定により一時転用として設置できるものとなっております。一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第30項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第30項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、新規就農のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第31項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第31項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第32項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第32項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第33項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第33項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

この案件も調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第34項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第34項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第35項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第35項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第36項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第36項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えて  
の申請でございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込であるとの回答を得ておりま  
す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

この件に関しまして調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第2項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。10番, 皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるとのことです。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 土地改良区域内の農地であることから, 農地区分は第1種農地と史料されますが, 農地法

施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われ  
ます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われ  
ます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございま  
すが, いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議  
なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第4項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第4項でござい  
ますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて  
の申請でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番, 渡邊です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われ  
ます。皆様のご審議をお願い  
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございま  
すが, いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議  
なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第5項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第5項でござい  
ますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて

の申請でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番, 飛田です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第6項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第6項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

この件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。  
第1項及び第2項は同一事業ですので, 併せて上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第1項及び第2項は同一事業でございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、第1項が売買で第2項が賃貸借による地上権の設定でございます。申請人は、再生可能エネルギーの売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。10番、皆川委員の代理発言となります。

両方とも調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平米以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項及び第6項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第5項及び第6項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、両案件とも売買でございます。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築し、併せて駐車場が不足しているため駐車場を設置したい旨の申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第5項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番, 安です。

調査検討しましたところ, 法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第8項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番, 飛田です。

この案件につきまして, 安委員と2人で調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第9項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第9項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地に囲まれた小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。10番の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当とのご意見でございます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第10項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第10項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地

に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程させていただきます。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番，高安です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程させていただきます。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や線路に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小松崎委員 7番、小松崎です。19番、雨谷委員の代理発言となります。

この件に関しまして雨谷委員と共に調査検討したところ、法令に照らし許可相当と  
思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地  
や高速道路に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料さ  
れます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小松崎委員 7番、小松崎です。19番、雨谷委員の代理発言です。

この件に関しましても雨谷委員と共に調査検討いたしましたところ、法令に照らし  
許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共  
投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思  
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

市村委員 4番, 市村です。

この件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、東水戸道路、水戸大洗インターチェンジから300メートル以内の農地であることから、第

3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきまして, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第21項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第21項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番, 渡邊です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 14番、渡邊です。

この件につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第28項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

この件につきましても, 調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第29項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第29項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と見做されますが, 農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

この件につきましても調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第30項を上程いたします。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第30項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項を上程します。

事務局から説明させていただきます。

事務局 第1項でございますが、願出人は新規就農を目的として農地の競売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。入札期日は令和8年4月3日から4月10日で、開札期日は4月17日であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関して面談し調査したところ、適格者だと思われま。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程します。  
事務局から説明させていただきます。

事務局 お手元の資料別紙1をご覧ください。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明いたします。

農地の非農地判断につきましては、今年2月の荒廃農地パトロール・現況調査において、森林等の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また、周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することも困難であると地区の担当農業委員及び推進委員が判断された土地でございます。

今回これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議いただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また法務局等の関係機関に対し非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、該当する地区の関係委員から意見を聞いて判断をしたいと思えます。

まず、柳河地区の今関委員からお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

1番の土地であります。この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を示しており、農地に復元は困難であるため、非農地と思われまますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、続いて、河和田地区の関委員、申し上げます。

関委員 17番の関です。

2番から9番の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林または池の様相を呈しており、農地に復元は困難であるため、非農地と思われまますので、皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

関係委員から、非農地が妥当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

この中に、高安委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高安幸一委員一時退席)

議 長 では、事業担当課から先行して説明させていただきます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明いたします。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

高安委員に係る貸借農地につきましてご説明いたします。

貸借農地につきましては、促進計画書（一括方式）の4ページの1筆でございます。こちらは田で、設定面積1,175平方メートル、設定期間は10年、設定者1名、取得者1名でございます。貸借権等の設定日は令和8年5月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安幸一委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明させていただきます。

事業担当課 ご承認いただきました面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和8年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただきました面積を除きますと、田が設定面積23万2,422平方メートル、畑が設定面積10万9,951平方メートル、設定者107名、取得者61名でございます。賃借権等の設定日は、令和8年5月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をさせていただきます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和8年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積2,686平方メートル、畑が設定面積7万4,150平方メートル、設定者2名、取得者6名でございます。なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。賃借権等の設定日は、令和8年5月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当課退席)

議 長 次に、議案第8号 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてを上程します。

事務局から説明させていただきます。

事務局 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてでございますが、資料は別紙4をご覧ください。

農地の賃借料情報につきましては、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が農地法第52条の規定により情報の提供等を行うこととなっております。

このようなことから、令和7年1月から令和7年12月までに農地法、基盤法及び農地中間管理事業の推進に関する法律により締結された農地の賃借の状況を以下のとおりまとめましたのでご説明いたします。

地域名は、旧水戸、旧常澄、旧内原の3つの地域に分け、金額の表示項目は平均額、最高額、最低額でございます。水稻につきましては、令和6年の集計分以降は金額と物納とに区分して集計しております。金額等につきましては、表のとおりでして、単位は10アール当たりの年額でございます。また、賃借料の集計されない、いわゆる使

用貸借（無償）のデータ件数は、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、参考といたしまして、下段に農地法第52条を抜粋してございます。

総会でご承認いただいた後、農業委員会だよりや市のホームページ等で周知してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について事務局から説明させていただきます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、第33回総会を閉会いたします。ありがとうございます。

閉会 午後2時35分